

一般社団法人 生き方のデザイン研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 生き方のデザイン研究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北九州市小倉北区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害のある人もない人もすべての人が、自分らしくいきいきと安心して暮らすことのできるインクルーシブ社会を達成するために、必要な調査・研究・啓発等、諸活動を行い、もって障害のある人のあらゆる社会参加の機会を創出していくことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 公的機関、企業、教育機関等に障害の理解啓発を目的とした講師を派遣、研修の企画プログラムを提案する。
- (2) インクルーシブデザインの考え方を理解し、普及および実践のための取組みとして障害のあるユーザーとともにサービスや製品を開発する企業や大学の研究機関と連携することで障害者の社会参加の機会を創造するとともに次世代を担う人材の育成を図る。
- (3) 障害のある人の就労の機会を作り、障害があることを「強み」にできる生き方、障害があっても「ありのまま」を認めあえる生き方を提案することで、障害のある人の社会参加を目指す。
- (4) 障害のある人もない人も、誰もが気軽に安心して集える場の創造と時間の過ごし方を提案し、地域、関係機関、団体との連携及び交流事業を実施する。
- (5) 誰もが暮らしやすい社会づくりに積極的に参加する市民を促し、市民の力を信じて最大限引き出そうとするボランティアコーディネーションの役割を担う人材の交流および情報交換の場を提供する。
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(入会)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会員の構成)

第6条 当法人には次の会員を置く。

(1)正会員：当法人の目的に賛同して、自発的活動を希望した個人又は団体

(2)賛助会員：当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

- 2 当法人は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3)2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(会員総会)

第12条 当法人の会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

3 当法人の会員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(招集)

第13条 会員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において選出する。

(議事録)

第17条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 理事及び理事会

(理事の員数)

第18条 当法人の理事は、3名以上7名以内とする。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。他に2名を副代表理事、1名を総務担当理事として置くことができる。

3 当法人の代表権は、代表理事のみが有する。

(理事の制限)

第19条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(1)当該理事の配偶者

- (2)当該理事の三親等以内の親族
- (3)当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4)当該理事の使用人
- (5)前各号に掲げる者以外の者で当該理事が受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6)前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事会の設置)

第21条 当法人は、理事会を置く。

(代表理事)

第22条 理事会は、理事の中から代表理事1名を選任する。

(理事会の招集権者)

第23条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の決議の省略)

第25条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事に限った全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第26条 理事の報酬及び退職慰労金は、会員総会の決議により定める。

第5章 監事

(監事の設置)

第27条 当法人は、監事を2名以下置く。

(監事の任期)

第28条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする、

(監事の報酬及び退職慰労金)

第29条 監事の報酬及び退職慰労金は、会員総会の決議により定める。

第6章 委員会

(委員会)

第30条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、会員総会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 前項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第32条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が清算する場合において有する残余財産は会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立时会費の額)

第35条 当法人の設立時における会費の額は金1000円とする。

(設立時の役員等)

第36条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 岡 昌子

設立時理事 柏原 やすみ

設立時理事 後郷 法文

設立時理事 高寄 和子

設立時代表理事 岡 昌子

設立時監事 栗原徳

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第37条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1 住所 北九州市小倉北区清水三丁目13番39-610号

氏名 豊枝 章

2 住所 北九州市戸畑区夜宮三丁目10番6-1001号

氏名 竹田 英樹

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 生き方のデザイン研究所設立のため、設立時社員豊枝章、同竹田英樹の定款作成代理人である司法書士平田輔は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成25年2月20日

設立時社員 豊枝 章

設立時社員 竹田 英樹

上記設立時社員2名の作成代理人

福岡県北九州市小倉北区堅町一丁目2番30号

司法書士 平田 輔